

平成25年度第2区自治会総会資料

と き 平成26年3月 9日(日) 13時～

と ころ 2区コミュニティ消防センター

次 第

開 会 副会長

挨拶 会 長

議長選出

議 事

- 1 平成25年度事業実施報告並びに収支決算の承認について
- 2 平成26年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の審議について
- 3 役員改選

会 長 : 副会長 :

- 4 その他

閉 会 副会長

[1] 平成25年度自治会事業実施報告

平成25年3月31日(日)	平成24年度総会
4月9日(火)	班長会議
4月14日(日)	猿ヶ石川・荒川河川野焼き
4月18日(月)	春期大掃除週間 ~24日(日)
4月19日(金)	町なじむ会
4月27日(土)	コミュニティセンター環境整備(小林部落)
5月3日(火)	‘せき上げ’
5月17日(金)	駒形神社例祭
5月19日(日)	コミュニティセンター環境整備(荒川部落)
6月2日(日)	町民運動会
6月7日(金)	町花いっぱい運動
6月8日(土)	町花いっぱい運動(根岸花壇へ花苗植え付け)
6月16日(日)	町民野球大会
6月23日(日)	コミュニティセンター環境整備(根岸部落)
6月27日(木)	一人暮らし高齢者交流会
7月5日(金)	班長会議
7月14日(日)	県道(火渡~附馬牛大橋)路肩草刈り
7月21日(日)	町民ソフトボール大会
7月21日(日)	林道(駒木~荒川)路肩草刈り「1区と合同」2区16名参加
7月27日(土)	コミュニティセンター環境整備(上柳部落)
8月4日(日)	市内一斉河川清掃
8月16日(木)	町民夏祭り
8月18日(日)	コミュニティセンター環境整備(久手部落)
9月7日(土)	附馬牛町敬老会
9月11日(水)	町民グラウンドゴルフ大会 (~12日)
9月16日(月)	秋期大掃除週間 ~22日(日)
9月21日(日)	コミュニティセンター環境整備(小林)
10月6日(日)	市内一周継走大会
10月21日(日)	コミュニティセンター環境整備
10月26日(土)	班長会議(歳末演芸祭について)
11月2日(土)	歳末演芸祭打ち合せ会(12名出席)
12月6日(木)	町民ソフトバレーボール大会
26年1月10日(金)	附馬牛町小正月行事
1月11日(土)	附馬牛町新年を語る会
1月29日(水)	班長会議
2月 日(水)	スカットボール大会
3月9日(日)	総会

[2] 平成25年度自治会収支決算書

1 収 入

費 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	備 考
会 費	176,000	174,000	△ 2,000	(86+1)×2,000
補助金	59,000	78,600	19,600	事務費交付金20,200 消防20,000 コミュセシ業務委託料 38,400
交付金	65,200	70,836	5,636	環境整備 59,636 日赤 4,200 防犯灯 7,000
事業費	131,000	159,960	28,960	林道 120,900 県道 39,060
繰越金	535,522	535,522	0	前年度繰越金
諸収入	278	406	128	利息 106 班活動費返戻 300
合 計	967,000	1,019,324	52,324	

2 支 出

費 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	備 考
手 当	30,000	30,000	0	班長、事務局 5,000×6
会議費	40,000	36,187	△ 3,813	オードフル21,000 飲料代 15,187
事務費	5,000	854	△ 4,146	コピー用紙代 854
事業費	290,000	173,956	△116,044	体育 40,000 運動会 30,000 班活動 26,100 林道 50,564 河川清掃 7,050 草刈り 7,312 自治会保険料等 12,930
助成費	20,000	0	△20,000	共用林
コミュニティ消防センター 維持費	106,800	74,968	△31,832	電気 20,030 水道 25,300 燃料 1,800 電話 19,800 蛍光管 7,500 ゴミ袋他 538
予備費	462,000	31,525	△430,475	演芸祭補助10,000 入会費21,525
雑 費	13,200	0	△ 13,200	
合 計	967,000	347,490	△619,510	

収入 1,019,324円 - 支出 347,490円 = 671,834円
 残額 671,834円は次年度へ繰越

会計監査報告

平成26年3月 9日

第2区自治会

会長 石直典高殿

第2区自治会

監事 藤田 宏

沼里敏雄



平成25年度第2区自治会の収支決算について、関係諸帳簿等の提出を求めその内容を点検しました。

その結果、経理内容及び諸帳簿等適切な処理がなされており、適正であることを確認しましたので、これを報告します。

記

- 1、監査日時 平成26年3月 3日(月) 14時～
- 2、場 所 2区コミュニティ消防センター
- 3、監査書類 会計帳簿、領収書綴り、預金通帳

以上

[3] 平成26年度自治会事業実施計画 (案)

平成25年3月 9日(日)	平成25年度総会
4月 1日(火)	班長会議 (地連協・自治会費徴収 コミュニティ清掃 役員確認等について)
4月 6日(日)	河川野焼き (荒川・猿ヶ石川)
4月中旬	附馬牛町“なじむ会”
4月中旬	コミュニティセンター環境整備 (根岸部落)
4月 日(日)	春期大掃除週間 (4月 日(日)まで)
4月下旬	共用林の見回り管理
5月 3日(水)	“せき上げ” (農業用水路)
5月中旬	コミュニティセンター環境整備 (上柳部落)
6月 1日(日)	町民運動会
6月上旬	町花いっぱい運動事業
6月上旬	町花いっぱい運動事業 (根岸花壇)
6月中旬	<u>河川(猿ヶ石川、荒川川)の草刈り</u>
6月中旬	附馬牛町一人暮らし高齢者交流会
6月中旬	コミュニティセンター環境整備 (久手部落)
6月下旬	町民野球大会
7月上旬～	県道・林道草刈り
7月中旬	コミュニティセンター環境整備 (小林部落)
7月下旬	町民ソフトボール大会
8月 3日(日)	河川清掃 (荒川・猿ヶ石川)
8月16日(金)	町民夏祭り
8月中旬	コミュニティセンター環境整備 (荒川部落)
9月 6日(土)	敬老会
9月中旬	町民グラウンドゴルフ大会
9月中旬	コミュニティセンター環境整備 (根岸部落)
9月下旬	秋期大掃除週間 (月 日(日)まで)
10月 5日(日)	市内一周継走大会
10月中旬	コミュニティセンター環境整備 (根岸部落)
11月中旬	コミュニティセンター環境整備 (上柳部落)
12月上旬	町民ソフトバレーボール大会
平成27年1月中旬	新年を語る会
1月中旬	町小正月行事
2月上旬	町民スカットボール大会
2月下旬	班長会議
3月中旬	平成26年度総会

[4] 平成26年度自治会収支予算書(案)

1 収入

費目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
会費	174,000	176,000	△ 2,000	(86+1)×2,000
補助金	58,600	59,000	△ 400	事務費交付金20,200 コミュセシ業務委託料 38,400
交付金	70,200	65,200	5,000	環境整備 59,000 日赤 4,200 防犯灯 7,000
事業費	159,900	131,000	28,900	林道 120,900 県道 39,000
繰越金	671,834	535,522	136,312	前年度繰越金
諸収入	466	278	188	利息等
合計	1,135,000	967,000	168,000	

2 支出

費目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
手当	30,000	30,000	0	班長、事務局 5,000×6
会議費	40,000	40,000	0	評班長会議、総会
事務費	5,000	5,000	0	
事業費	290,000	290,000	0	体育 40,000 運動会 30,000 班活動 27,000 防犯灯120,000 河川清掃 17,000 草刈り 40,000 自治会保健等 16,000
助成費	20,000	20,000	0	共用林
コミュニティ消防センター維持費	115,000	106,800	8,200	電気 24,000 水道 27,600 燃料 15,000 消耗品 20,000 電話 23,400 汲取代 5,000
予備費	620,000	462,000	158,000	
雑費	15,000	13,200	1,800	
合計	1,135,000	967,000	168,000	

附馬牛町第2区自治会規約

(目的)

第1条 この会は附馬牛町第2区内の親睦を図り、区民相互の連絡協調により、地区内の改善や振興に必要な事業を行なうと共に積極的に市政の連絡発展に協力し、もって地域住民の福祉向上に資することを目的とする。

(会員)

第2条 この会は区域内に居住する全世帯をもって会員とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、2地区公民館消防センターに置く。

(事業)

第4条 この会は第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の協力援助と親睦融和に関する事。
- (2) 地区の改善と福祉向上に関する事。
- (3) 教育の振興、環境整備、保健体育、交通防犯及び自主防災に関する事。
- (4) 公民館消防センターの運営に関する事。
- (5) その他この会の目的達成のために必要な事項。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、理事若干名、事務局1名、監事2名、評議員5名

2 会長、副会長は総会で選任し、市で定める行政区長、区長代理者を兼務する。

3 理事、事務局、監事は総会の同意を得て会長が委嘱する。

4 評議員は各班ごとに1名を推薦し、行政区の班長を兼務する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を統括しこの会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその仕事を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、この会の運営に必要な事項を審議し、それぞれの専門部を担当して主管事業の執行に当たる。
- (4) 事務局は、この会の仕事を統括し庶務、会計にあたる。
- (5) 評議員は、評議員会を構成し、緊急の場合は総会に代わり議決をすることができる。
- (6) 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の任期は、次の通りとし、再任をさまたげない。

- 2 会長、副会長、理事、監事及び事務局は2年とする。
- 3 評議員は1年とする。
- 4 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 この会の定例会は年1会これを開く。ただし会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

2 総会における議決事項は次の通りとする。

- (1) 規約の制定、改廃
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員の選任
- (5) その他必要な事項

3 総会は、会長が招集し、議事は出席者の過半数で決する。

(評議員会、理事会)

第9条 会長は必要の都度、評議員会、理事会を招集する。

2 議事は出席者の過半数で決する。

(経費)

第10条 この会の経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は毎年総会において決める。ただし特別の事由により必要ある場合は臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日をもって終わる。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成8年4月1日から施行する。